



「人は気づかないうちに、人を傷つけてるかもしれない。」
って言ったあなたは気づいていますか。

ほっと一息つく癒やしの時をつくる「たばこ」ですが、その煙にはタールなど、発がん性の高い有害物質が含まれています。その煙を非喫煙者が吸うこと（受動喫煙）で起こる健康被害を防ぐため、改正「健康増進法」が国会で成立。屋内での喫煙が原則禁止となりました。

改正法が来年4月から全面施行されることに向け、福智町では7月から学校や診療所、ふくちのち、コスモス保健センターの敷地内喫煙を原則禁止。他の施設でも喫煙場所を制限するなど、段階的に公共施設での禁煙を進めています。時代は今「マナーからルール」へ——。たばこを吸う人も吸わない人も、住みよい福智町を作っていくために。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問 役場保健課 ☎28-9500



令和2年 **4月から原則、屋内禁煙へ。**

詳しい情報は、コチラから
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙

